



玉のひめ

士

1 曾5
34
13



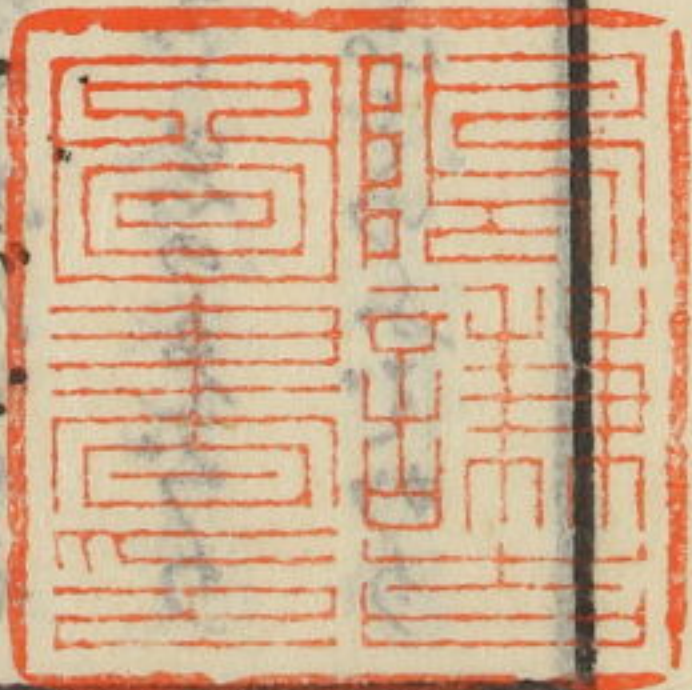
5曾4門
34
13卷

玉かたあま十二の巻

日終とむらじ人へおろきぶらひり人もまき
やらむれおのきま

又妹背山
さ終なき花乃き終なき

寛政十一年春又紀ふりおきまらぬ妹背山のもねわよく
くみ川終むとあひてゆくさゆききの川を松たうりてんき
をちり陰あわりて此山をあえかふるおもこえて



るゆりふそま紀の伊都郡栲幡驛より四里ばかり西ぬ背山
村といふきてそま村の山ぞまねらち背山なりきふもまか
ぬ山より紀の川北のまに立て南のうへ尾をたれり川の麓までせ
まう終り村を此山の東おもての腹よりうへ大道を川岸たり乃尾
されのやうにまねらち村を北ゆきてそま道のかたよりまねら
かといふそまも背山村の民をいへ山まてハ伊都郡なる所その西
を那賀郡なりて各手驛おちかかかして花の巻をふも既いふご
ろ妹といふ山をたのこ此背山の南はふかへ乃河申おほきくも
き嶋あり妹といふま色まつおまをそま思へど此河はうへ尾の巻ぐり
くまら申お本は生あがまのこのまていふかまといふおまかり

さるまきま後をねり又け橋を背山といふおもむかていそハ川の
おわらなり腰の山といふかともなげ橋をそま背山村といふも此橋より
よゆる名とあひとま色どおらうのうへ尾をたれりせけ山をこま
何まびり村の山まていおらきハ川の橋をいふうまおま
あつらうせらて又川の南にも麓までおまの山まて背山とい
對ひて終るま色や妹山なりまもいふま色どま山ま背山よ
まやま色てい乃ままも背山よりま色ハ川をたれり妹山とい
ふべくもつらま色そのくはらありおまて大まおあははらま
いふつらま色を妹のいせの山まていふまおまかまをいづま
やまおまお妹といふま色ハ川をたれりま色おはま色そのい乃

先づいづかおよりて又い官寮お作きて序ト有りきまハ官も
寮と三の官吉形より一減れきたるに女房お愛れさるゝのよきより
わてお和司のあまをとりせおわめいりふ又本官義仲中はく者
守る三條おの侍子の加賀おりおろしゆを減てまをさるべき
まそのゆゑを父官れたてて義兵をおり給へり一は勲功と中
一は身減してまを給ひ一は孝と中し此をまを給べきおと
異議あべういづい中はくよりて入道官を授政を大左右
大臣おとふ作を何れも終りおいつまかのおおれりハ終るべ
かづいづまお中し給ひらまを給てそのを義仲が中はくし形を
さしおとがして又一と一はト有りまを此をまかの号れさ

そは事おらるゝて四はまを第一一三のま減第二く北國乃
お減第三とあていづわめ給へお官寮とてお第一最者
第二半者第三ハ始終不仕ありまを此ト形を義仲おんぢり
まらふ義仲おこのおトおお官減第一うせし終り
はらふおん心まをぢりやまを法皇の御心をあてつ
ひり四のまをぞ定まなり給ひらまは事おまわりい月
の十八日おて廿日にぞ踐祚乃儀まをまの件のお事ごと八月輪
殿乃玉海といふ記録より法皇おまをいりて減今ハそのま
をよりて大りまをまをり九ト並者不再三而今度立王之
沙汰之間數度有御ト神定無靈告欵と記さるゝまを

とふまゝあとしかくて元暦元年七月廿八日即位の礼おこせし
事記す此即位の序より同記ふ久もく論ありその大抵のや
むも成るぞ立王乃此事ハ有といへども即位の礼をたしむ
るふいりてハ三種神宮の正帰京を待たすべきまじりたり
なりその中より不帶劔璽即位之例出来者後代乱逆之
基只可在此事といふ語あり此一處ちよるづのありけり
もかへぐくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
上も安徳天皇三宮ハ守貞親王後も倉院と申三條もも
仁王も倉院と申入道宮ハ松殿基房も攝政も普賢
寺殿基通も尤大長ハ大炊内門殿経宗も若大長ハ若長も

この玉海紀一終る月陽殿兼実云々
序に云く又序に云くといふも
若紫より序に云くといふ何れの後世信ふも序に云くといふ
此言かく書に無恙といふと云々といふは曰べきなりいふより此
字をたてしりといふて百葉十三あり恙無くあると云後を今
もいふが如くといふと云々後をいふかゝる集ふも此を皆つみる
といへばことし然例べきししてかゝる書も無恙といふは憂也
病也といふ又風俗通云恙噬蟲能食人心古者草居多被
此毒故相問勞曰無恙といふ依て序に云くといふも虫名と
らゝゆえて此を成件の説より云々を解くといふと云々序に云く

の恙も憂也病也といふは、あつてもおぼしき病也。出た名なきは、
の脱といふ信が、これをまゝて皇國にては、つが、おぼしき信が、の信
つと、おぼしき信が、まゝにては、つが、おぼしき信が、の信
かゝる書は、恙も、あつても、出た名なきは、おぼしき信が、の信
字を、ついで、お問て、いふ、おぼしき信が、の信
あつても、おぼしき信が、の信
草といふ、おぼしき信が、の信
おぼしき信が、の信
おぼしき信が、の信

唐蓋といふ物、園大層、おぼしき信が、の信

祥尼の法局より、いふ、おぼしき信が、の信
きぬ、一紙、おきて、おぼしき信が、の信
卿の、近侍、二年、おぼしき信が、の信

二月の初、の午、日、親考、おぼしき信が、の信

おぼしき信が、の信
かゝる、相人、おぼしき信が、の信
おぼしき信が、の信
おぼしき信が、の信
おぼしき信が、の信

多つてむべきやうにしてあつてゐる

八人のやまをぬ

倭の八人のやまをぬといふ事と云ふは、大津の内大臣を殺さば、嚴嶋法
幸の記ふは、神樂のやまをぬと八人と云ふ事なり。

時あり

半時を過ぎぬるといふり、日記にいふ事、もあはぬして、時中^{トキナカ}つり絶
入^イぬといふ事。

十八日を過ぎたりやうといふ事

宗義相傳、ぬくべのまを善後、善改が文ふ、九月十八日、ぬがづきの
とさうやうかといふり、さうやうやうといふ事、ぬがづきのさうやうといふ事

まといふ事、ぬがづきの上のかき、ぬがづきのまをぬがづきのまなり、今の人、上乃
かき、ぬがづきのまをぬがづきのまをぬがづきのまをぬがづきのまをぬがづきのま

ぬがづきのまをぬがづきのまをぬがづきのま

今、倭の、ぬがづきのまをぬがづきのまをぬがづきのまをぬがづきのまをぬがづきのま、催馬樂、

刺櫛、ぬがづきのまをぬがづきのまをぬがづきのまをぬがづきのまをぬがづきのま、取取、

つらとぬがづきのまをぬがづきのまをぬがづきのまをぬがづきのまをぬがづきのま

屏まぬがづきのまをぬがづきのま

ぬがづきのまをぬがづきのまをぬがづきのまをぬがづきのまをぬがづきのまをぬがづきのま、ぬがづきのまをぬがづきのまをぬがづきのまをぬがづきのまをぬがづきのま

ぬがづきのまをぬがづきのまをぬがづきのまをぬがづきのまをぬがづきのまをぬがづきのま、ぬがづきのまをぬがづきのまをぬがづきのまをぬがづきのまをぬがづきのま

思ひもほほいしく申す。おほいびく馬やう。此人たは
かくおうくもほほいしく申す。おほいびく馬やう。此人とふ
わらわらほほいしく申す。おほいびく馬やう。此人とふ
おほいびく馬やう。此人とふ

風引く。咳氣とさうり。

此のうらみ人あつて。風引く。咳氣とさうり。
かたはほほいしく申す。おほいびく馬やう。此人とふ
きうん。おほいしく申す。おほいびく馬やう。此人とふ
痛をおわく。咳氣とさうり。

琉球國の謡子とて。うらみ人あつて。風引く。咳氣とさうり。

琉球國の謡子とて。うらみ人あつて。風引く。咳氣とさうり。
本往てあへ。咳氣とさうり。おほいびく馬やう。此人とふ
のうらみ人あつて。風引く。咳氣とさうり。
ら。うらみ人あつて。風引く。咳氣とさうり。
あつて。風引く。咳氣とさうり。
俗語ヨコり。事のほほいしく申す。おほいびく馬やう。此人とふ
物、おほいしく申す。おほいびく馬やう。此人とふ
し。おほいしく申す。おほいびく馬やう。此人とふ

幅

堀川院百巻ふぬぎうけしゆいふもさきさきしゆいふもさきさき
しゆいふもさきさきしゆいふもさきさきしゆいふもさきさき

茶ゆるといふ紙述きさきさきさきさきさきさきさきさき
さきさきさきさきさきさきさきさきさきさきさきさき
上侍女栄といふ栄は侍女のみこころ紙を加由苗もまじり
のて紙までいふさきさきさきさきさきさきさきさき
さきさきさきさきさきさきさきさきさきさきさきさき

かき紙

日記ふ寝殿簾中調度未立上達部座障子可張紐今日

猶為唐紙不可然といふこの唐紙も唐紙紙をいふしといふ
さきさきさきさきさきさきさきさきさきさきさきさき
紙さきさきさきさきさきさきさきさきさきさきさき
つゆ乃紙といふそのさきさきさきさきさきさきさきさき
袖をば唐紙といふつゆのさきさきさきさきさきさきさき
衾障子ねといふ今つゆ障子ハおる障子さきさき又ぬき障子
といふさきさきさきさきさきさきさきさきさきさきさき
さきさきさきさきさきさきさきさきさきさきさきさき
さきさきさきさきさきさきさきさきさきさきさきさき
さきさきさきさきさきさきさきさきさきさきさきさき
てさきさきさきさきさきさきさきさきさきさきさき

の物よりそりやうふおぢ也

檀紙と高檀紙とハ別あり。御製高檀紙被遊
了。中殿御會以前ハ普通檀紙候歎云々。

長持とつゆ也

系其物候も枝をふたがむらかりむつの中ふいとあぢりく
うもこの邊てくらかきまて二人あどかきてむてくらもきくま
ら念ふふも持とす。此ふらつ下の物候おもそりま
そのまはりも候ま。

さかやうとつゆ也

小右記より大夫名隆家訓讀云伊部平佐加也加寸一有
眞事也と有り。さかやうとつゆ俗きゆり。そのまはりかくり
つりふらそ。絶を燃もむら例より。さかやうとつゆはきき
ぞおぢ也。

勅旨田

同記ふ寛弘九年四月四日云々。在中辨談云昨日有故
院御處分云々。中官東官勅旨田各百町。男女一品官ハ
十町。御乳母等。十町と有り。こまふりて思へを勅旨田とハ。故
系勅旨により賜ふ田をいふ。又こまハ。もとより勅旨田とつゆを
此處分せし色とつゆ。おぢふらぬべし。

式神を供ふといふ事

宇治指物供へり。式神をつまふといふ事。今のいづれ
おとろひの御事とす。けさの御事。もたらまらぬ人を殺
そふ。おとろひ。

名簿おとろひ

いふへ物あり。人の事。おとろひ。おとろひ。おとろひ。
おとろひ。おとろひ。おとろひ。おとろひ。おとろひ。
おとろひ。おとろひ。おとろひ。おとろひ。おとろひ。

鼻

おとろひ。おとろひ。おとろひ。おとろひ。おとろひ。
おとろひ。おとろひ。おとろひ。おとろひ。おとろひ。

くさば。大鼻の事。人の事。おとろひ。おとろひ。おとろひ。
おとろひ。おとろひ。おとろひ。おとろひ。おとろひ。
おとろひ。おとろひ。おとろひ。おとろひ。おとろひ。

き

おとろひ。おとろひ。おとろひ。おとろひ。おとろひ。
おとろひ。おとろひ。おとろひ。おとろひ。おとろひ。
おとろひ。おとろひ。おとろひ。おとろひ。おとろひ。

の

おとろひ。おとろひ。おとろひ。おとろひ。おとろひ。
おとろひ。おとろひ。おとろひ。おとろひ。おとろひ。
おとろひ。おとろひ。おとろひ。おとろひ。おとろひ。

かゝるふぢいもみ茶葉茶葉と申す。のを備付べき例あり。ま
書^キ候^キま^ハい^ハら^ハね^ハか^ハら^ハふ^ハあ^ハら^ハま^ハざ^ハか^ハし^ハ但^ハし^ハや^ハま^ハの^ハま
ぎ^ハん^ハじ^ハれ^ハな^ハま^ハや^ハう^ハふ^ハ候^ハ字^ハふ^ハか^ハく^ハ時^ハま^ハの^ハも^ハど^ハか^ハあ^ハら^ハば^ハ出^ハべ^ハし^ハこ
の^ハも^ハど^ハの^ハ例^ハと^ハま^ハを^ハ左^ハ系^ハ業^ハ平^ハ給^ハた^ハ。つ^ハり^ハつ^ハら^ハは^ハ業^ハお^ハ給^ハた^ハ。左^ハ系^ハ
な^ハら^ハも^ハひ^ハろ^ハの^ハ給^ハた^ハか^ハく^ハは^ハら^ハし^ハ。こ^ハれ^ハう^ハそ^ハお^ハべ^ハま^ハと^ハか^ハく^ハで^ハ備^ハ付^ハべき^ハと
の^ハま^ハぢ^ハを^ハ取^ハら^ハれ^ハま^ハわ^ハべ^ハし^ハ。ま^ハま^ハを^ハ今^ハの^ハま^ハぢ^ハ人^ハと^ハま^ハく^ハの^ハも^ハど^ハは^ハ後^ハ
は^ハく^ハあ^ハら^ハま^ハら^ハせ^ハで^ハの^ハも^ハど^ハか^ハき^ハこ^ハら^ハぬ^ハま^ハの^ハと^ハい^ハふ^ハぬ^ハま^ハぢ^ハひ^ハお^ハら^ハ
あ^ハら^ハう^ハそ^ハら^ハあ^ハら^ハし^ハか^ハく^ハま^ハに^ハそ^ハら^ハあ^ハら^ハも^ハか^ハく^ハあ^ハら^ハり^ハ。又^ハち^ハま^ハ
の^ハま^ハど^ハか^ハら^ハね^ハま^ハら^ハは^ハあ^ハら^ハま^ハ茶^ハ葉^ハは^ハあ^ハら^ハま^ハぢ^ハあ^ハら^ハま^ハら^ハし^ハて^ハ。あ^ハら^ハら^ハし^ハあ^ハ
ら^ハま^ハま^ハぢ^ハあ^ハら^ハま^ハぢ^ハら^ハし^ハて^ハあ^ハら^ハま^ハら^ハし^ハか^ハの^ハ茶^ハ葉^ハは^ハあ^ハら^ハま^ハぢ^ハあ^ハら^ハま^ハら^ハし^ハて^ハ。あ^ハら^ハら^ハし^ハあ^ハ
ら^ハま^ハま^ハぢ^ハあ^ハら^ハま^ハぢ^ハら^ハし^ハて^ハあ^ハら^ハま^ハら^ハし^ハて^ハ。あ^ハら^ハら^ハし^ハあ^ハら^ハま^ハら^ハし^ハて^ハ。あ^ハら^ハら^ハし^ハあ^ハ

ね^ハあ^ハら^ハま^ハら^ハし^ハて^ハ。あ^ハら^ハら^ハし^ハあ^ハら^ハま^ハら^ハし^ハて^ハ。あ^ハら^ハら^ハし^ハあ^ハら^ハま^ハら^ハし^ハて^ハ。あ^ハら^ハら^ハし^ハあ^ハ
俗^ハ云^ハふ^ハの^ハと^ハい^ハは^ハま^ハま^ハら^ハし^ハて^ハ。あ^ハら^ハら^ハし^ハあ^ハら^ハま^ハら^ハし^ハて^ハ。あ^ハら^ハら^ハし^ハあ^ハ
今^ハの^ハ俗^ハ云^ハふ^ハの^ハと^ハい^ハは^ハま^ハま^ハら^ハし^ハて^ハ。あ^ハら^ハら^ハし^ハあ^ハら^ハま^ハら^ハし^ハて^ハ。あ^ハら^ハら^ハし^ハあ^ハ
名^ハ村^ハ名^ハあ^ハら^ハま^ハら^ハし^ハて^ハ。あ^ハら^ハら^ハし^ハあ^ハら^ハま^ハら^ハし^ハて^ハ。あ^ハら^ハら^ハし^ハあ^ハ
て^ハ。あ^ハら^ハら^ハし^ハあ^ハら^ハま^ハら^ハし^ハて^ハ。あ^ハら^ハら^ハし^ハあ^ハら^ハま^ハら^ハし^ハて^ハ。あ^ハら^ハら^ハし^ハあ^ハ
の^ハ茶^ハ葉^ハは^ハあ^ハら^ハま^ハら^ハし^ハて^ハ。あ^ハら^ハら^ハし^ハあ^ハら^ハま^ハら^ハし^ハて^ハ。あ^ハら^ハら^ハし^ハあ^ハ
の^ハま^ハぢ^ハを^ハ取^ハら^ハれ^ハま^ハわ^ハべ^ハし^ハ。ま^ハま^ハを^ハ今^ハの^ハま^ハぢ^ハ人^ハと^ハま^ハく^ハの^ハも^ハど^ハは^ハ後^ハ
な^ハら^ハも^ハひ^ハろ^ハの^ハ給^ハた^ハか^ハく^ハは^ハら^ハし^ハ。こ^ハれ^ハう^ハそ^ハお^ハべ^ハま^ハと^ハか^ハく^ハで^ハ備^ハ付^ハべき^ハと
の^ハま^ハぢ^ハを^ハ取^ハら^ハれ^ハま^ハわ^ハべ^ハし^ハ。ま^ハま^ハを^ハ今^ハの^ハま^ハぢ^ハ人^ハと^ハま^ハく^ハの^ハも^ハど^ハは^ハ後^ハ
は^ハく^ハあ^ハら^ハま^ハら^ハせ^ハで^ハの^ハも^ハど^ハか^ハき^ハこ^ハら^ハぬ^ハま^ハの^ハと^ハい^ハふ^ハぬ^ハま^ハぢ^ハひ^ハお^ハら^ハ
あ^ハら^ハう^ハそ^ハら^ハあ^ハら^ハし^ハか^ハく^ハま^ハに^ハそ^ハら^ハあ^ハら^ハも^ハか^ハく^ハあ^ハら^ハり^ハ。又^ハち^ハま^ハ
の^ハま^ハど^ハか^ハら^ハね^ハま^ハら^ハは^ハあ^ハら^ハま^ハ茶^ハ葉^ハは^ハあ^ハら^ハま^ハぢ^ハあ^ハら^ハま^ハら^ハし^ハて^ハ。あ^ハら^ハら^ハし^ハあ^ハ
ら^ハま^ハま^ハぢ^ハあ^ハら^ハま^ハぢ^ハら^ハし^ハて^ハあ^ハら^ハま^ハら^ハし^ハて^ハ。あ^ハら^ハら^ハし^ハあ^ハら^ハま^ハら^ハし^ハて^ハ。あ^ハら^ハら^ハし^ハあ^ハ

其のふたつは、
 後集の定本つねに、
 ちうたつ、
 きこ成りして、
 もやまきふしひ、
 あつこし、
 ぶきせと、
 ろまで、
 ねいもへも、

神社をよみむべき

公式令に、大社の号ハ、
 社とて、
 以て、
 いへども、
 是ら、

物一人もの

其れもの、
 ちうたつ、
 ねいもへも、

お小六義のしや中

歌入の六義のしや中... 上代の詩のよき... 今集の序のよき... 小六義のしや中... 上代の詩のよき... 今集の序のよき... 小六義のしや中... 上代の詩のよき... 今集の序のよき... 小六義のしや中... 上代の詩のよき... 今集の序のよき...

お小六義のしや中... 上代の詩のよき... 今集の序のよき... 小六義のしや中... 上代の詩のよき... 今集の序のよき... 小六義のしや中... 上代の詩のよき... 今集の序のよき... 小六義のしや中... 上代の詩のよき... 今集の序のよき...

事代主神と建彦名方神といふも大國主神の子也
 おふる威勢イキホヒ盛ヒなり神におそせし代事代主神ハ天神の詔令オホノコト以
 かしこみくし。さしやふ服從フクジョウひひき。永く名孫令ナニシノノトけやむむ
 相守神として。大傳玉に飛鳥言市着城をど。取く小塔コタカ立て。
 船延より重く祀ツガひ神祇宮ニギハヤヒノミヤハ桓神乃中ハシノナカも祭マツルひ給へて。連
 成名方神ハ大命オホノミコトふふし。つひいそぐりし代。信濃玉の諏訪スワハシまへ。逃
 攻て。殺さむし。せし時。此處をかきて。他處アラヒへハゆり。命イナチもむ
 幸給へとの。し給ひ。足るを。連成名方神ハ古ふか。乃信
 濃の依ヨ訪水肉ミヅニクを。ど。手も。わら。他ホカあを。祭マツル社ヤマトも。ま。さ。し。つ。め。え。ぶ。り
 し。り。然。ふ。今。此。中。に。も。諏。訪。し。号。て。此。神。を。祭。る。社。也。こ。小。此。不。彼。不

ありて。信濃玉ハ。い。つ。ぞ。社ヤマトい。つ。ぞ。も。ほ。ど。く。ふ。祭。え。給
 へ。事代主神を祭マツル社ヤマトも。た。の。も。み。も。衰。へ。ぬ。し。け。お。ハ。後。り
 い。つ。ぞ。社ヤマトも。さ。し。つ。ぞ。し。そ。と。く。天。神。乃。詔。令。ふ。ま。ら。ぶ。ひ
 給。ひ。て。船。延。の。伊。守。神。と。相。り。あ。つ。神。乃。此。社ヤマトも。み。も。あ。ら。お。と。ろ。へ
 坐。て。詔。令。お。あ。と。つ。ふ。あ。を。い。づ。り。神。の。此。社ヤマトも。多。く。相。り。て。祭
 え。申。給。ふ。の。も。あ。ら。つ。む。神。の。此。社ヤマトも。ハ。よ。ふ。あ。つ。ひ。り。ら。つ
 日。が。う。き。の。あ。ら。つ。む。し。ら。と。こ。え。し。つ。ぞ。ら。あ。ひ。わ。を。ま。す。く。ひ。も
 な。き。ふ。し。と。い。つ。ぞ。も。あ。つ。て。

伊弉册所様大伊所

伊弉册所様大伊所

ろあり。嘉吉二年十一月廿六日。参伏見殿。候官御
方。御讀大御所有。御出座。もろ。大寺所。八。自成親王後。
謚。及崇光院。を。せ。し。

予家物語をかくる。予盲者檢校の名

同記小嘉吉四年。文安四月七日。詣勸修寺。右兵衛推佐
亭。只今誓願寺之勸進平家為。聞可。罷出。可。同道之由。被
命之間。伴参之。龙中辨同。被出之。皆步行也。予奉連。步誓
願寺之奥。心阿弥陀佛御堂有之。珍一檢校。重一檢校。自
今月三日始之。而重一声損之間。今日。本一語之。有り。
心字ハ。於子傳。も。ろ。べ。

同記。文安元年十月二日。柵尾春日大明神御影。御帳
被。開。之。南都大乗院被。所望申。被。開。之。此。次。所望之族。上
下道俗男女。拜見無。子。細。之。由。兼。有。其。聞。之間。奉。伴。清大
外史并藏水等。今日。参。之。令。拜。見。其。儀。有。開。帳。寺。家。之
衆。有。講。論。之。儀。式。其。後。南。都。衆。有。法。樂。之。後。大。乗。院。殿。有
御。拜。見。御。退。出。之。後。諸。人。群。集。頗。狼。藉。之。跡。也。柵。尾。本。堂
ヨリ。遙。東。倚。テ。有。檜。皮。葺。堂。一。字。南。面。春日。御。影。西。向。ニ
奉。懸。之。繪。像。住。吉。御。影。彼。是。兩。鋪。也。殊。勝。云。々。と。ろ。し。り。
今。於。此。乃。冥。帳。と。い。ふ。事。也。目。録。ノ。柵。尾。開。帳。事。と。い。ふ。事。

後よりまゝのものなりべし。

八朔の礼尾花の粥

同記同五年八月一日云々。八朔、礼事何比ヨリ有之事哉之由、尋申候処、後鳥羽院、未方より出来欵、但不得所見慥所詮先代より沙汰初欵、鎌倉より事起之由、所語傳也。清家之記、嘉元之比、之記、此事見之、近年如此之由、注付云々。又今日尾花之粥、事其由来何事哉、自然見及、欵之由、令問之給、未見及、未知其子細、候由、返答。

魚のさしみとろふ

同記同年同月十五日、始り、小二献、冷麵居之、鯛指身居之。

身持ち色の煤拂

同記、寶徳元年十二月廿日、参給事中、文亭煤拂也云々。中侍門、宣胤卿記、文明十二年十二月九日、今日禁裏御煤拂と云々。

百年忌

同記、富同三年七月五日、細川奥州曾祖父頭氏之百年忌、今日被修作善。

三體詩談義

平家物語をのり、中御門、宣胤卿記、小文龜二年二月廿九日、参一條殿、三體詩談義也、逸藏主談之、云々、夜又参、弥一檢校語、平家。

為聽聞之也。...

中... 借家... 二年二月廿五日...

日記... 近所之借家... 日記...

小右記... 參齋院於客殿云...

童名小某丸といふ...

同記小寛仁三年二月十六日千壽丸於家侍所令加元

服名号といふ... 某丸といふ...

日記... 貴殿といふ... 又某の住人といふ...

日記... 人を行く... 某殿といふ...

日記... 人を行く... 某殿といふ...

筑前國志麻郡住人文室忠光同國怡土郡住人多治久
明などいり住人といふことや...

神郷公郷

日記... 神々公々といふ... 神々ハ神領の郷公々
と公領乃々なり。

ほろしの酒をのむ事

信の酒をのむ... 釋迦の蜜に... 魚肉を食ふよりハ
飛言きぬ... 今ハ... 城中は... 後信清見り酒を...

をかくし終るる事なり。然れども、
朝鮮國にて加藤清正の人々が、
新井氏の藩幹譜に、朝鮮國慶尚全羅道等、
官軍毎日より日減り、
海津を奪ふ事あり。萬一、
事加の御人、
その人後を、
へども、
とる者、
ち中らふ相、

まの、
り、
む、
の軍艦、
わ、
と、
ぬ、
が、
光、

汁といふ餐

甘露寺元長卿記小於^テ姉小路三位亭有汁まゝ内藏頭有招事汁張行多^ルなり今昔母の也田舎^ノ汁といふとわ^ル客おの^ノ飯をバおのが家より持来て^ル家^ノ菜と汁をま^じりて^テ食^スる^ニ云ふより^テ汁講^トといふと^モ。

拙者

曰ト記小み^ガ拙者といふ^ハお^ノも^ノなり^ト。

入麵

中侍門宣胤卿記小文龜二年正月廿五日今日内裏御月次和哥御會也云々参内云々又有^テ程一身被^レ召^レ御末

賜^ニ入^ニ麵^メ天酒等^トと^モ云^フ。少^クも^シこれ^ハ正字^ナ也。

愛發といふ名姓

藤原^ノ愛發といふ人あり此名いふよむ^ハふ^ハい^ハり^ハか^ハり^ハふ^ハ。我^レあ^ノ地^ノ名^ナも^シなり^ト。愛發^ノま^ハり^ハち^ハあ^ノい^ハり^ハあ^ノり^ハ。

いふ^ハ人^ノ外^ノ事^ノ成^ルま^ハり^ハせ^ハし^ハ。

書紀天智天皇御卷小九年三月於^ニ山御井傍敷^テ諸神座^ニ而班^シ幣帛^ヲ中臣金連宣祝詞^トと^モ云^フ。そのか^ニ中臣の氏人^ヲあ^ハら^ハり^ハつ^ハむ^ハ小^ノ金^ノ連^ノか^ハり^ハも^シ祝詞^ヲを^シ宣^ハり^ハ是^レ始^メと^モ云^フ。い^ハり^ハへ^ハ外^ノ事^ノを^シい^ハみ^ハり^ハま^ハり^ハせ^ハし^ハ。ほ^ハも^シ成^ル知^ルべ^シ。此^ノ連^ノ公^ノは^シ時^ノ位^ニを^シ大^ノ錦^ノ上^ノに^シ正^ノ四^ノ位^ノ上^ノに^シり^ハと^モ云^フ。そのか^ニ第二^ノの^ノ臣^ノと^モ云^フ。明^ノ年

正月ふ右大臣か仕ぎう終ていとま化入ふを有きふちとく此
天皇ハ神ふかふんふりおちうはしてさうがふも終うゆりお
ういうつまれさほきなりかど心形和神事始やむるわ
いがかくぞき

物まねびもそのさげうへるむて入るむべきなり
ものまねびうんざうむおまげ師をよくえんむび
てそのまやうなむさげよかむえそあまがひそむべ
まらぶしさうりあがきんまはくおもむむもくろと智き人
いども大くそむいおあまがひそめさかあおのづうんい
かやあまがひそむそのまらぶる終ど日あこしげえさ

らむ。又後うはらりねぐもそづらねあひんえさそぶを
てがたれまねふ我とつゝ禍神まへまそひてそあかふまひ
しそそねおそのまらげくまをむくまほま終りうま
事ハえ拙きでよれうきりむがおとのそあて。おそくめくうがひ
あどそあわしかほくがひの人まはまそほくま終びま
ぶまふくいひくあまきこのまらるあおりておのそまま
あのみまらねまね人をまへう海びりもあまがひうま
らどえより師をよくえらぶなまきあまがひあまがひ
あまがひあまがひあまがひあまがひあまがひあまがひ
あまがひあまがひあまがひあまがひあまがひあまがひ

芳八景いよてはつておもかこおもまかひもせぬ海こ
の玉のおおぐは八景といおをねひてさうもなる近の八景
ぞとどめあたる海又うさおねひしてねとまきりけるいむま
ふ足ぞ海もねきさうをさへりあひて入せねど一うさお
わかハハふおぞやまふその景賞とあつバま一によま
かぎり海ぞりてこそちびむべらさる救ういさふかひるまじ
くいくつあてもまべきふ救をわくちりてがあらハうさへのむ
こーさるさうちねくおがゆせ

よひ乃雲にう波まく集むるすなき跡ういーが
まふつ事

よひの雲にやまを海らうさるはう波ひろくこひかりめ
て集むる今昔に人乃おなくさるこみやびもさういへどま
ふんもねきものみどりおねくつきおいてうが救あわくら
まける波しもまねいふをねハ中くふらねくぞおがゆ又さ
も何さまねにハの人乃墓ふもおと取ふとあぐく一にいお
さ波さうもこと今昔おをいさるさうさうさうさうさうさ
わくてもおづる志げあく中くおう海おろりさうしてう海さくさ
へこそおおゆせ

金銀わーかろぬうわさるさ
金銀わーかろぬといふ例の薄やう乃偽おぞまらさうさうさ

此方の神名集、卷之五、中尾壽詞の中、大嘗
會乃齋場といふ會、字ハ宮の誤、あべーといひく、ニヤと訓る
も、おのこふと心は、あべーといふて、中、お後、ありに、本は、ま、お
て、ま、お、大嘗會は、三字、改、オホニへと、河、へ、齋場ハ、別、り、北
野、お、於、て、其、地、を、ト、定、めて、構、造、ら、う、と、い、ふ、と、大嘗宮とハ、別、之、
九月下旬、悠紀主基二國より齋參り、諸の物も人も、ま、お、齋場
お詣て、そと、ま、お、く、ま、お、け、事、ま、て、十一月、祭、は、當、日、お、至、て、齋場よ
り、大嘗宮、お、運、な、ゆ、その、行、列、ま、ど、儀、式、り、委、見、え、く、り、又、ま、お、め
二、お、は、齋、郡、お、も、齋、場、を、構、へ、て、物、ま、お、く、ま、お、け、ま、お、は、く、ハ、その、國、の、齋
場、を、い、つ、ま、お、く、ま、お、け、ま、お、は、く、ハ、その、國、の、齋

吉野水分神社

吉野水分神ハ、神名帳より、大和國吉野郡吉野水分神社、月、
次、新、續紀一、お、文武天皇二年夏四月、奉、馬、于、芳野、水分、
嘗、
峯神、祈、雨、也、續後紀九、お、兼和七年冬十月、奉、授、无位水、
分神、從五位下、三代實錄二、お、貞觀元年正月、京畿、
諸國、諸神、進階、及新、叙、總、二百六十七社、奉、授、從五位下、
吉野水分神、正五位下、同年九月、ま、お、大和國、ま、お、吉野、
水分神、ま、お、等、遣、使、奉、幣、為、風雨、祈、焉、と、い、ふ、り、ま、お、く、水、
分神、と、い、ふ、を、右、事、記、お、伊邪那岐、命、伊邪那美、命、み、ま、お、く、ハ、
ひ、ま、お、ひ、て、既、生、國、竟、更、生、神、云、く、次、生、水、戸、神、名、速、秋、津

日子神次 妹速秋津比賣神此速秋津日子速秋津比賣
二神因河海持別而生神云々次天之水分神次國之水
分神訓分云々久麻理と何ぞ久麻理ハ分配少田はもを
水を分て施し給ふ神ふませりはるる祈年月次の祭ふも此神ふも
よりきてよりへの祝詞を中給ふこその社を神名帳ふ大和國
此吉野宇陀郡宇太水分神社 大月次 新嘗 山辺郡都祁水分神
社 大月次 新嘗 葛上郡葛木水分神社 大月次 新嘗
もこはのち祈年祭又月次祭祝詞より水分坐皇神等能前
ホ白 吉野宇陀郡都祁葛木 御名者白 云々といふ
さてこの水分と中給ふ申言より訛りてみとまりみとせ給ふや

野のそもふ依のち松母子神ふもみとせこの神といひ今も子守大野
と中給ふこと系系七世のあり神を振磐根已凝敷三芳野
ノ水分山乎見者悲もといふも此神社乃いふ物も三ツツケ
ヤといふ色例を付し此神ははなふもといふこと又今世も
野川ちう丹治村といふ所あり神社を水分神社といふもいひ
むかひ水分神社を續紀より葦神といふか水分山の葦に
今子守野神と中給ふ社ありて鏡のきけう丹治村ありを
あは水こもといふはふつきて川近うべき所といひて
あはふて葦神といふふいふ事系系なる所ありて
さて今時けより野山のまてはるるをいふ所王松現といふ物と

裏乃穉あふふりて... 建礼門... 朱雀門... 裏乃穉... 門前... 例... 三代... 臨時のハ

書状むふ伍さむ

今此母乃あふ... 詞書... 穉... 酒... 雅... 男... 人乃... 酒...

戎... 信... 文... 酒... 雅... 香... 中... 市... 一人... 耳...

本條の布

いふく本條といひし物と、穀の本は皮にて、その布は織りしり、
たはたすゆくおたるおわりし中むりより、おとす紙りの
と造りて、布おろし、捲くことおろし、今今世も阿波、玉
子布といひて、穀の本は皮を糸にて織りし布を、色白くいつよ
く洗ひて、その色を洗くことおろし、洗ひし物も、白くきよ
おろし、その色も、洗くことおろし、洗ひし物も、白くきよ
て、おろし、おとせ、かの色も、洗くことおろし、洗ひし物も、
おとせ、その色も、洗くことおろし、洗ひし物も、白くきよ
有きこと、かの阿波、おろし、洗くことおろし、洗ひし物も、
白くきよ

と云ふこと、きよきよへ、他の色も、洗くことおろし、洗ひし物も、
おとせ、その色も、洗くことおろし、洗ひし物も、白くきよ
茶は、その色も、洗くことおろし、洗ひし物も、白くきよ
類聚國史云、弘仁六年夏四月癸亥、幸近江國、滋賀、韓崎、
便過崇福寺、大僧都永忠、護命法師等、率衆僧奉迎於門、
外、皇帝降輿、外堂礼佛、更過梵釋寺、停輿賦詩、皇太弟及
群臣奉和者衆、大僧都永忠、手自煎茶奉御、施御被、即御
船、泛湖、國司奏風俗歌儻、五位以上并掾以下、賜衣被、史
生以下郡司以下、賜綿、有差、其同年六月壬寅、令畿内
并近江丹波播磨等國、殖茶、每年獻之、と云ふ、らと茶のり、

伊勢大神宮佛事を修して見任を解し
同書弘仁七年六月丙辰伊勢大神宮司從七位下大
中臣朝臣清持有犯穢并行佛事神祇官卜之有崇科大
被解見任
六月壬戌傳燈大法師位最澄言夫如來制戒隨機不同
衆生發心大小亦別伏望天台法華宗年分度者二人於
比叡山每年春三月先帝國忌日依法華經制令得度受

戒十二箇年不聽出山四種三昧令得修練然則一乘戒
定永傳聖朝山林精進遠勸塵劫許之
四月丁丑天台之宗年分度者受戒之後一十二年不聽
出山四種三昧令得修練之故也
來字を虫言ふ二種の活用有り
多理伎多流伎多礼と云々
許と伎多礼と曰く又許年と伎多良年と曰く許受と伎多良受

と同じ又も、先は活用して使多理使多流といふて、そのハ来而有的切なり
 とも、此は後の活用をして、使多理使多流といふて、其のハ来而有的切なり
 といふ方は、用ひしるゝと、此は、今、此は、後、の、方、を、用、ひ、て、後、の、使、多、理、使、多、流、と、い、ふ、
 の、切、り、も、初、の、使、多、理、使、多、流、の、方、を、用、ひ、て、後、の、使、多、理、使、多、流、と、い、ふ、
 といふ方は、用ひしるゝと、此は、今、此は、後、の、方、を、用、ひ、て、後、の、使、多、理、使、多、流、と、い、ふ、
 の、切、り、も、初、の、使、多、理、使、多、流、の、方、を、用、ひ、て、後、の、使、多、理、使、多、流、と、い、ふ、
 といふ方は、用ひしるゝと、此は、今、此は、後、の、方、を、用、ひ、て、後、の、使、多、理、使、多、流、と、い、ふ、
 の、切、り、も、初、の、使、多、理、使、多、流、の、方、を、用、ひ、て、後、の、使、多、理、使、多、流、と、い、ふ、

女らして、此は、用ひしるゝと、此は、今、此は、後、の、方、を、用、ひ、て、後、の、使、多、理、使、多、流、と、い、ふ、
 の、切、り、も、初、の、使、多、理、使、多、流、の、方、を、用、ひ、て、後、の、使、多、理、使、多、流、と、い、ふ、
 といふ方は、用ひしるゝと、此は、今、此は、後、の、方、を、用、ひ、て、後、の、使、多、理、使、多、流、と、い、ふ、
 の、切、り、も、初、の、使、多、理、使、多、流、の、方、を、用、ひ、て、後、の、使、多、理、使、多、流、と、い、ふ、
 といふ方は、用ひしるゝと、此は、今、此は、後、の、方、を、用、ひ、て、後、の、使、多、理、使、多、流、と、い、ふ、
 の、切、り、も、初、の、使、多、理、使、多、流、の、方、を、用、ひ、て、後、の、使、多、理、使、多、流、と、い、ふ、
 といふ方は、用ひしるゝと、此は、今、此は、後、の、方、を、用、ひ、て、後、の、使、多、理、使、多、流、と、い、ふ、
 の、切、り、も、初、の、使、多、理、使、多、流、の、方、を、用、ひ、て、後、の、使、多、理、使、多、流、と、い、ふ、

所の行ある。あとも又いつきつし。

書置成わつたをきき書よきものなりけり
もぬらねむ。むら孫康といひ人といひけり
お家まけりてしてはさかきききききき
よ。又曰く國の車胤といひ人といひ書よきものなり
も曰くやうふいと書きてはさかきききき
てまじよきき。此二つのをきききききき
むかやうよききききききききききき
おはらけりてあきききききききききき
のあふおけりてあきききききききききき

そのつらとんふまをきききききききききき
ふべト又事けりてあきききききききききき
も。おは書よききききききききききき

称唯の音

續後紀小兼和九年五月中務大輔從四位下高階真人
石川卒從四位下淨階真人之子也云々。俄遷少納言父
子相襲居斯職以富聲音也時論以為称唯之音細而且
高猶勝於父云々。又いふ人云。称唯の音がきききき
易がきききききききききききききききき
声考太事なり。

雙丘の東乃墳小位を授きし事

同紀小同十四年冬十月癸巳朔辛亥授雙丘東墳從五位下此墳在雙丘東天皇遊獵之時駐蹕於墳上以為四望地故有此恩

有智子内親王

同紀小同年同月戊午二品有智子内親王薨内親王者先太上天皇幸姬王氏所誕育也頗涉史漢兼善屬文元為賀茂齋院弘仁十四年春二月天皇幸齋院花宴俾文人賦春日山莊詩各探勒韻公主探得塘光行蒼即溼筆曰寂幽莊水樹裏仙輿一降一池塘栖林孤鳥識春澤

隱澗寒花見日光泉聲近報初雷響山色高暗暮雨行從此更知恩顧渥生涯何以答穹蒼天皇歎之授三品于時年十七是日天皇書懷賜公主曰黍以文章著邦家莫將榮樂負煙霞即令永抱幽貞意無事終須遺歲華尋賜召文人料封百戶天長十年叙二品性貞潔居于嵯峨西莊薨時春秋四十一

仁明天皇乃

嘉祥三年三月廿一日仁明天皇崩坐為文德天皇實錄三小仁壽元年嘉祥四年三月癸酉朔壬午右大臣藤原朝臣良房於東都第延屈知行名僧奉為先皇講法華經往幸

先皇有聞大臣家園櫻樹甚美戲許大臣以明年之春有
翫其花俄而仙駕化去不遂遊賞屬春來花發大臣恨曰
先皇所期之春今日是也春來依期仙去不歸花是人非
不可堪悲道俗會者莫不為之流涕公卿大夫或賦詩述
懷或和歌歎述

童相撲

三代實錄小曰貞觀三年六月廿八日辛未天皇御前殿
觀童相撲先是近臣分頭相折各為左右以右大臣正二
位兼行右近衛大將藤原朝臣良相為左方首以大納言
正三位兼行右近衛大將源朝臣定為右方首左右標并

樂人相撲童等經左右仗下入住殿前九番相撲後有勅
命停左右互奏音樂種々雜伎散樂透撞咒籥弄玉等之
戲如相撲節儀廿九日壬申晦帝御南殿觀童相撲如昨
儀同四年秋七月五日壬申天皇御前殿觀童相撲其儀
一如去年六日癸酉亦御同殿觀童相撲同五年秋七月
八日戊戌天皇御南殿觀童相撲

神社修造の勅命

同紀小貞觀六年六月廿七日辛亥勅曰去年七月廿五
日頒下五畿并伊賀伊勢志摩遠江相摸上總等國云鎮
護國家消伏災害尤是敬神祇欽祭禮之所致也是以格

制頻下警告。慇懃。今諸國牧宰。不慎制旨。專任神主。祿巨
祝等。令神社破損。祭礼疎慢。神明由是發祟。國家以此招
災。今欲令神社一時新加華飾。而經月踰年。未有修造。宜
早加修飾。勿致重怠。

燒尾荒鎮。亦被除神宴。酒食。亦被物。責。亦。

同記。小同八年正月廿三日庚子。勅禁斷。諸司諸院諸家
諸所之人。燒尾荒鎮。并責人求飲。及臨時群飲。被除責被
物。曰。撰格所起請。備云。諸司諸院諸家諸所之人。新拜
官職。初就進仕之時。一。號荒鎮。一。稱燒尾。自此之外。責人
求飲云。若期約相違。終至陵轉。營設不具。定為罵辱云。

云。禁斷。諸家諸人。被除神宴之日。諸衛府舍人。及放縱之
輩。求酒食。責被物。亦同前起請。備。諸家諸人。至于六月十
二月。必有被除神宴事。絃歌醉舞。欲悅神靈。而諸衛府舍
人。先放縱之輩。不緣主招。好備賓伍。侵幕。突門。自臻
初來之時。似愛酒食。臨將歸。却更責被物。其求不給。忿訟
詈辱。或託神言。咀恐。鳴主人。如是。盪惡。逐年。惟新。推彼意
况。不異群盜。豪貴之家。尚無相憚。何況於無勢無告之輩。
哉。是而不糾。何云國憲。望請嚴作所司。一切禁遏者。若有
犯者。不論蔭贖。坐從。髡鉗。但五位已上。及六位已下。把。笏
者。如上條。又知見不糾之人。必將科違。勅罪。如力不堪。

相投者須録其名進所司ト見由か縁教の事そのうとともみまふ

光孝天皇はゆきりおはさる又おれみり

同紀小仁和元年冬十月壬子朔皇帝御紫宸殿賜宴侍
臣左右近衛府進奏音樂日暮奏和琴作和歌群臣具醉
極歡而罷賜祿各有差二同二年十月丙午朔日有蝕
之二日丁未天皇御紫宸殿賜宴侍臣親王太政大臣及
參議已上並侍殿座六府奏番上簿於庭左右近衛府進
奏音樂酣暢之後勅命參議右衛門督藤原朝臣諸葛彈
和琴王公並作歌天皇自歌宴樂畢景トとるくりそとく嵯
峨天皇はゆきりおはさる詩のほまほひりりか縁は實はゆきり

詩をのほりて哥はゆきり贈てゆきりハ光孝天皇はゆきり又かく
あまほまほひて詩乃かまほりへる光孝天皇はゆきり

武德殿前競馬のまけとむらた神樂は奏せし事

同紀小仁和元年十月廿三日甲戌天皇御紫宸殿右近
衛右衛門右兵衛三府并右馬寮獻物是去五月六日武
德殿前競走馬之輸物也親王及太政大臣已下出居侍
從已上侍殿上奏音樂種々散樂日暮親王已下降殿於
玉階前奏神樂歌儼極歡喚諸衛官人内豎寺能歌者須
之賜次侍從已上祿各有差トりか縁をり小神樂を奏を
し免給つはゆきりりり

The following is a list of the names of the
 persons who have been appointed to the
 various committees of the Board of
 Directors of the Bank of the City of
 New York, for the year ending
 December 31, 1900.

